

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第171号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第33条」に、「第33条」を「第34条」に改める。

第33条を第34条とする。

第5章中第32条を第33条とし、第31条を削る。

第30条第2号を次のように改める。

- (2) 第1号被保険者が次に掲げる要件を備えており、かつ、活用することができる資産の額が著しく低く、保険料を納付することが困難であると区長が認めるとき。
- ア 令第39条第1項第1号イ若しくはハ、第2号又は第3号に掲げる者であること。
- イ 当該年度の保険料の賦課期日において、第1号被保険者の属する世帯の全員の前年の収入金額（その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）をいう。以下同じ。）の合計額が600,000円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、600,000円に当該第1号被保険者以外の者1人につき240,000円を加算した額）を超えないこと。
- ウ 第1号被保険者の属する世帯に属さない者の医療保険各法の規定による被扶養者又は当該年度分の市町村民税若しくは前年分の所得税に係る扶養親族でないこと。

第30条に次の1号を加える。

(3) 第1号被保険者が次に掲げる要件を備えており、かつ、活用することができる資産の額が著しく低く、保険料を納付することが困難であると区長が認めるとき。

ア 令第39条第1項第3号に掲げる者であること。

イ 当該年度の保険料の賦課期日において、第1号被保険者の属する世帯の全員の前年の収入金額の合計額が1,200,000円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、1,200,000円に当該第1号被保険者以外の者1人につき480,000円を加算した額）を超えないこと（前号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）。

ウ 前号ウに掲げる要件に該当すること。

第30条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

（減額する保険料の額）

第32条 前条第2号又は第3号に該当する場合において減額する保険料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を12で除して得た額に、第30条第1項の規定による申請があった日の属する月から当該年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額（当該年度の保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合において、最初に到来する保険料の納期の末日までに同項の規定による申請があったときは、当該各号に掲げる額を12で除して得た額に、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から当該年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額）とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(1) 第1号被保険者が前条第2号に該当すると区長が認めたとき 次に掲げる額

ア 令第39条第1項第1号イ若しくはハ又は第2号に掲げる者 13,530

円

イ 令第39条第1項第3号に掲げる者 27,060円

(2) 第1号被保険者が前条第3号に該当すると区長が認めたとき 13,530円

2 前項の規定により保険料を減額する場合において、減額後の保険料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第29条の見出し中「減免」の右に「の申請」を加え、同条第1項中「第18号様式」を「第19号様式」に改め、同条第2項中「第19号様式」を「第20号様式」に改め、同条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(延滞金の減免の申請)

第29条 条例第10条第3項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、介護保険料延滞金減免申請書(第18号様式)にその理由を証する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

第17号様式2及び3中「収入した」を「収納した」に改める。

第19号様式中「第29条関係」を「第30条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第29条第2項」を「第30条第2項」に、「次」を「, 次」に改め、同様式を第20号様式とする。

第18号様式中「第29条関係」を「第30条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改め、同様式を第19号様式とする。

第17号様式の次に次の1様式を加える。

第18号様式 (第29条関係)

介護保険料延滞金減免申請書

(あて先) 京都市 区長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名

京都市介護保険規則第29条の規定により延滞金の減免を申請します。

被保険者	住 所	電話									
	フリガナ	被保険者番号									
	氏 名										
理 由											

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)